

第3章

重点課題に対する取り組み

- 1 地域包括ケアシステムの深化と推進
- 2 認知症高齢者対策の推進
- 3 サービスの基盤整備の推進と介護人材の確保
- 4 高齢者の権利擁護
- 5 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- 6 災害・感染症対策

1 地域包括ケアシステムの深化と推進

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した生活が営めるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の取組を引き続き推進します。

地域や関係機関などと連携・協働した地域のネットワーク構築を図り、社会福祉協議会を中心とした「地域支え合い体制づくり」を推進します。また、高齢者の見守り活動については民生委員協議会、自治会などが一体となった仕組みづくりを推進します。

また、北海道が策定する「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」及び「医療計画」と整合性を図りながら、医療提供サービスや在宅医療、介護の充実等といった地域包括ケアシステムに必要なサービスの確保に努めます。

(1) 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制整備

地域包括ケアシステムに必要な医療及び介護が円滑に提供できる体制の維持のため、人材の確保に努めます。

また、医療関係職種と介護関係職種の連携が重要であることから、合同での研修の場や交流などを継続して行い、連携を推進します。

(2) 日常生活を支援する体制の整備

多様な生活支援・介護予防サービスを整備していくため、生活支援コーディネーターと連携し、地域における高齢者の実態把握を行い、ニーズや社会資源の把握し、関係者のネットワークの構築化、担い手の育成支援を民生委員や各自治会とも連携を図りながら推進します。

(3) 地域包括支援センターの役割

地域包括支援センターは、気軽に相談対応ができる機関として保健師・社会福祉士などの専門職を配置し、地域包括ケアシステムを支える中核的な機関として機能を発揮できるよう体制の確立に努めます。

高齢者の訪問、相談や地域ケア会議の開催を通じて、高齢者や地域のニーズの把握に努め、美深町介護予防・日常生活体制支援整備推進協議体に意見反映をし、地域包括ケアの構築の深化を目指します。

また、認知症高齢者の家族、ヤングケアラーなど家族介護者支援に取り組むほか、高齢者だけではなく経済的困窮者・障害者・ひとり親家庭などに対応するため、福祉や保健分野とも連携を図りながら支援する体制を構築します。

2 認知症高齢者対策の推進

認知症施策については、令和7年（2025年）には、65歳以上の5人に1人が認知症になると推計されています。家族や身近な人が認知症になるなど、多くの人にとって身近なものとなっています。

令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めるとともに、共生社会の実現に寄与するよう努めることが、国民の責務として定められました。こうした背景を受け、認知症の人やその家族が尊厳を保持しつつ、希望を持ってできる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けられる町づくりを目指します。

認知症への社会の更なる理解を深めるとともに、早期から支援につなげ本人に必要なサービスがつながるよう適切な情報を提供します。

（1）認知症の理解を深めるための普及啓発の推進

認知症の人及びその家族が安心して暮らすためには、地域の理解・支援が不可欠です。

認知症の原因や適切な介護のあり方について、幅広い年齢層を対象に認知症サポーター養成講座を開催し普及啓発を促進します。

また、本人からの声を聴く機会を持ち、町民に発信できるような取組を行います。

見守り対策としてSOSネットワークで行方不明に備えるとともに、地域の理解と協力のもと認知症になっても地域全体で支え合う仕組みを構築し、住みやすい地域づくりを推進します。

（2）予防対策の推進

認知症の予防については、民生委員や訪問、地域等の情報から、ハイリスクとなる「閉じこもり者」を把握し、通いの場へつなげる活動を行い、認知症の予防を推進します。

（3）早期発見と支援・介護サービス・介護者への支援

ア 早期発見と支援

認知機能低下のある人を把握し、早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医や認知症疾患医療センターなどと連携を図り、困難な事例については認知症初期集中支援チームを活用して、速やかに支援につなげます。

イ 介護サービス

認知症の人に対してそれぞれの状況に応じた適切な介護サービスを提供できるよう介護人材の確保に努めます。

ウ 介護者への支援

認知症の人の介護者の負担軽減が図れるよう、認知症カフェを継続し、介護者への情報交換や相談のできる場としての機能を強化し開催します。

(4) 認知症バリアフリーの推進・社会参加支援

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らしていくための障壁を減らし、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また認知症の人が安心して外出できる地域の見守り体制や、認知症の人と主に活動を行う「チームオレンジ」を創設し、地域における支援体制の構築を推進します。

3 サービスの基盤整備の推進と介護人材の確保

介護が必要になっても在宅で安心して生活できるよう、訪問や通所サービスを継続し必要な人に提供できるよう体制確保に努めます。

また、住民主体の地域サロンの開催・見守り・安否確認・外出支援・買い物・調理・掃除等の家事支援を含む日常生活上の支援が提供できるよう、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターと連携・協働し、地域のニーズを把握し生活支援体制整備を継続して行います。

近年では少子高齢化がさらに進行する中、労働力人口の減少と保健福祉・介護従事者の人材不足が課題となっており、安定的な人材の確保が必要です。

保健師等人材確保条例による介護人材確保対策と介護従事者の長期定着を促進し、サービス提供体制の安定化に努めます。

さらに、外国人介護福祉人材育成支援協議会や民間企業等からの情報収集を継続するとともに、人材育成や就業に必要な支援を行い、利用者が必要とするサービスの提供及び地域に密着した適切なサービス基盤の整備と質の確保に向けた取り組みを推進します。

4 高齢者の権利擁護

判断能力が不十分となり、適切なサービスを利用することができず問題を抱えたまま生活している高齢者に対し、住み慣れた地域社会でいつまでも尊厳を持ってその人らしい生活を送ることができるよう、権利擁護の視点に立った取り組みを行います。

権利擁護の取り組みは、地域包括支援センターが中心となり、対象者の「その人らしさ」という視点を保持しながら、各種サービス利用を関係機関へつなぐなど、適切な支援を提供することによって、本人の生活の維持や向上を図ります。

(1) 成年後見制度の活用

地域包括支援センターにおいて成年後見制度活用の相談を受け、次のような支援を展開します。

- ① 高齢者の判断能力等の状況を把握し、成年後見制度の活用が望まれるケースについて、対象者・親族への助言や関係機関へつなぐなどの対応を行います。
- ② 関係機関と協力・連携し、住民に対する広報活動を行い、成年後見制度の周知を図ります。
- ③ 制度の利用に向けて対象者・親族に対するサポートを行い、成年後見制度の円滑な利用を支援します。

(2) 日常生活自立支援事業の活用

成年後見制度を補完するものとして、北海道社会福祉協議会が実施主体の日常生活自立支援事業において地域で自立した日常生活を送るため、次のような支援を展開します。

- ① 高齢者の判断能力等の状況を把握し、事業の活用が望まれるケースについて、助言や関係機関へつなぐなどの対応を行います。
- ② 関係機関と協力・連携し、住民に対して広報活動等により事業の周知を図ります。
- ③ 事業の提供主体である美深町社会福祉協議会との協力・連携により円滑な事業の利用に向けた支援を行います。

(3) 高齢者虐待への対応

高齢者虐待防止の広報とともに、虐待（疑い）事例に対する相談受け付けを行い、迅速かつ適切な対応を行うとともに次のような対応を行います。

- ① 地域住民への広報活動等を通して、高齢者虐待の防止や発見時の通報を促します。また、民生委員等との連携を図りながら実態把握に努めます。
- ② 支援・介入困難な事例に対し、地域ケア会議で課題を検討し、各専門職間の連携を図る中でサービス利用等の支援推進に努めます。

(4) 消費者被害の防止

悪質商法や振り込め詐欺等による被害の未然防止を図るため、関係機関との情報交換や情報提供、地域住民への広報活動を行います。

- ① 各専門職や団体、関係機関との連携強化による消費者被害情報の把握に努めます。
- ② 得られた消費者被害情報を地域の民生委員や介護支援専門員等へ伝達し、被害の未然防止を図ります。
- ③ 認知症高齢者がトラブルに巻き込まれるケースが見受けられることから、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用により被害の防止を図ります。

5 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるような支援や、要介護・要支援状態となることの予防や重度化の防止を目的として住民への介護予防に関する普及啓発、通いの場として地域サロンやいきいきサロン（社会福祉協議会主催）について継続して実施できるようボランティアの育成や支援を行います。

高齢者が社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながることから、高齢者自身が生きる喜びを実感できる活動の場や、様々な場所で活動できる仕組みづくりが必要であり、高齢者が就労を通じ地域活動に参加する視点からシルバー人材センターへの支援を継続し、就労機会の確保を関係機関と連携しながら推進します。

さらに、機能訓練事業や口腔機能向上、低栄養防止に向けた取組を行うため、専門職を活用した介護予防活動を推進します。

この他にも高齢者の機能回復だけではなく生活機能を向上させ、活動的で生きがいを持って生活できるよう生活環境の調整や地域づくりを行っていくため、地域ケア会議等で多職種が連携し効果的な取り組み推進を継続します。

また、介護・医療・検診情報等の活用を含め、国民健康保険担当部局等と連携し、保健事業と介護予防の一体的な実施を進め、高齢者が気軽に健康づくり事業に参加できるよう、高齢者の健康状態を把握し適切な医療サービスにつなげ疾病の予防・重度化予防の促進を目指します。

6 災害・感染症対策

災害時に自主避難が困難な高齢者に対して安全に避難ができるよう、要援護者台帳の作成・点検を行い民生委員や自治会との連携・協力のもと取り組みを行います。

介護事業所と連携し、災害時に備えた、避難訓練の実施の協力や災害用品の確認等を行い、非常時に備える取組を行います。

感染症対策として、介護事業所等と連携し感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた事前準備を行うほか、日頃から介護サービス事業者とも連携し、サービスを必要とする利用者に対するサービス提供が継続できるよう努めます。